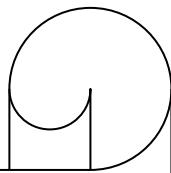


**置き薬従事者 年次教育
受講ガイダンス
2020年度版**

教育受講の流れや方法など、
受講のために必要な情報が記されています。
学習の前に必ずこの冊子をお読みください。

主 催：一般社団法人 日本置き薬協会

教育実施：一般社団法人 日本薬業研修センター



CONTENTS

○はじめに.....	2
○既存配置販売業者に課せられた配置員の資質向上について.....	3
○置き薬医薬品販売士認定教育制度の概要について.....	4
置き薬従事者年次教育.....	6
1. 学習の内容・すすめ方.....	6
2. 通信教育の内容と学習内容について.....	7
3. 通信教育と添削問題について.....	7
4. 集合教育・確認試験について.....	10
5. 年次教育終了後の設定登録.....	13
6. 繙続教育の受講.....	13
7. その他、留意事項.....	14
8. お問合せ、ご質問は.....	14

内容につきましては、変更になる場合もあります

・・・ は じ め に ・・・

本年も、「置き薬従事者年次教育」の受講申込みの皆さんに、教材をお届けする運びとなりました。

教材の届いた今日、この日が受講のスタートです。

すでに、皆様は置き薬の販売に携わり、地域のお客様個々との触れ合いを通して信頼を得、生活に欠かせない存在として活躍されているでしょう。

平成 21 年 6 月に施行された医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「薬機法」という）では、配置販売業においても医薬品の提供は、専門家による情報提供が求められています。また、既存配置販売業者は、薬機法附則第 12 条、平成 20 年 1 月 31 日付け薬食発第 0131001 号厚生労働省医薬食品局長通知及び平成 21 年 3 月 31 日付け薬食総発第 0331001 号厚生労働省医薬食品局総務課長通知に基づき、一定水準に沿った教育・研修をしなくてはならないことになりました。

日本置き薬協会は、当該一定水準に沿った教育・研修を真摯に受け止め、通知で示された一定水準に沿った教育・研修を実施することを目的としております。

置き薬従事者に求められている資質向上のための教育・研修を継続的に学ぶことにより、生活者からの信頼を得ることができます。

この日本置き薬協会認定教育では、置き薬従事者としての必要な知識から健康全般にわたる体系的な内容を理解し、学習します。この教育で学んだことを、実際の業務にどのように役立てられるのか、どのような課題があるのかなどを考えながら学び、引き続き、地域のお客様から頼りにされる置き薬従事者になっていただきたいと願っています。

教育の運営や監理につきましては、日本薬業研修センターに委託しております。第三者機関での教育運営により、教育制度の水準が保たれ、厳格性が証明され、信頼が高いものになります。また、平成 21 年 12 月施行の改正特定商取引法および医薬品医療機器等法と関連省令・通知通達に関しては、群馬県の消費生活課と薬務課のご協力を得ております。さらに、消費者の参画に応えるため、全国薬害被害者団体連絡協議会の方々のご協力を得、テキストの作成、講義への参加も実施しており、国民的視点に立った教育・研修制度であります。

なお、教育の内容については、日本置き薬協会の意向に基づき作られておりますので、皆様の業務に役立つ内容であると考えております。

わたしたちも、皆さんのために全力を挙げてお手伝いをし、修了・認定に導くことがゴールであると考えています。2020 年度の研修につきましては、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、例年の研修実施方法と違う形での実施となりますが、ともにゴールに向けて第一歩を踏み出しましょう。

2020 年 6 月

一般社団法人 日本置き薬協会

会長 有馬 純雄

既存配置販売業者に課せられた配置員の資質向上について

既存配置販売業者は、薬機法附則第12条、平成20年1月31日付け薬食発第0131001号厚生労働省医薬食品局長通知及び平成21年3月31日付け薬食総発第0331001号厚生労働省医薬食品局総務課長通知に基づき、一定水準に沿った教育・研修をしなくてはならないことになりました。

毎年、一定水準に沿った教育・研修を行い、資質の向上に努めることで既存配置販売業者が業務を続けることができると規定されています。

平成21年3月31日付け薬食総発第0331001号厚生労働省医薬食品局総務課長通知「薬機法の一部を改正する法律附則第12条に規定する既存配置販売業者の配置員の資質の向上について」に、一定水準の講習、研修等の標準的方法が示されています。

主な内容（ポイント）は以下の通りです。

【講習、研修等の実施方法】

●受講対象者（通知1-(1)）

既存配置販売業の下で配置販売業に従事するすべての配置員

●講習、研修等の実施体制（通知1-(3)）

教育、学術等の関係者および消費者等の参画を求め、客観性に実施されること。また講習、研修等の実施方法及び実績等の情報を原則すべて公表し、透明性を確保すること。

●講習、研修等の形式（通知1-(4)）

講習、研修等は、講義（座学）形式を基本とする。

ただし、諸事情により講義（座学）形式にて行うことが困難な場合には、講義（座学）形式と遠隔講座・通信講座を組合わせて行うことでも差し支えないが、遠隔講座・通信講座の時間数が講義（座学）形式の時間数を超えないこと。

●講習、研修等の内容（通知1-(5)）

次に掲げる内容をすべて含む教材が用意されていること。

- ① 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- ② 人体の働きと医薬品
- ③ 主な医薬品とその作用
- ④ 薬事に関する法規と制度
- ⑤ 医薬品の適正使用と安全対策
- ⑥ その他配置販売業に従事する者として求められる理念、倫理、関連法規等

●講習、研修等の時間数（通知1-(7)）

講習、研修等は、毎年、30時間以上、適宜定期的かつ継続的に行われていること。

【講習、研修等を実施する際の留意点】（通知2）

実施する講習、研修等の概要について、各都道府県薬務課主管課に提出すること。

日本置き薬協会認定教育制度概要

日本置き薬協会では、置き薬医薬品販売士としての資質向上のため、体系的で継続的な教育を実施します。また、それぞれの教育を受講し、試験に合格した方には、法の求める資質向上の講習を修了したことを証明する認定証を授与し、広く社会にPRしていきます。

この認定教育制度は、厚生労働省医薬食品局総務課長通知による既存配置販売業者に課せられた配置員の資質向上のための一定水準の講習に対応したものであるだけでなく、生活者に医薬品をより安全に、しかも効果的に服用してもらい、置き薬の活用を促す、生活者本位の教育・研修内容となっているのが特徴です。配置員として必要な知識をトータルに学習するのが、この教育認定制度です。

さらに、通知に規定されている各都道府県薬務課への講習、研修等の概要についての届け出についても対応します。

教育の特徴

	教育の狙い	受講対象者
置き薬 医薬品販売士 2級認定教育	置き薬従事者として業務を行うために必要な基礎知識を習得する	既存配置販売業において新たに業務を行うもの（実務に就く前に受講を終了）
置き薬 医薬品販売士 1級認定教育	2級認定者を対象に集合教育による研修を行い、置き薬従事者の必要情報を体系的に習得する	置き薬医薬品販売士 2級認定者
置き薬従事者 年次教育	置き薬従事者として継続的な資質を確保する、また、1級認定者の更新のための教育	置き薬医薬品販売士 1級認定者

教育の期間と認定試験方法、認定証の交付

	期間	試験方法	交付
置き薬 医薬品販売士 2級認定教育	通信1ヶ月	・自宅添削、考查(3回)	・置き薬医薬品販売士 2級の称号授与 ・認定証を交付
置き薬 医薬品販売士 1級認定教育	集合3回※	・自宅添削、考查(1回) ・確認試験(1回)	・置き薬医薬品販売士 1級の称号授与 ・認定証を交付
置き薬従事者 年次教育	通信2ヶ月 集合3回※	・自宅添削、考查(2回) ・確認試験(1回)	・年次教育修了証明の 認定証を交付

※集合研修実施方法については、10ページ参照

教育の内容と認定までの流れ

通信教育

	開講時期、期間	教材内容
2級認定教育	随時開講 1ヶ月 (①15時間+②15時間)	テキスト3冊 添削問題3回 (300問)
年次教育	2020年7月～8月 2ヶ月 (15時間)	テキスト1冊 添削問題1回 (300問)

教育の時間数：以下の項目それぞれについて15時間となっています。

- ① 厚労省からの通知に記載されている内容について
- ② ①以外の内容で、配置員として知っておくべき内容

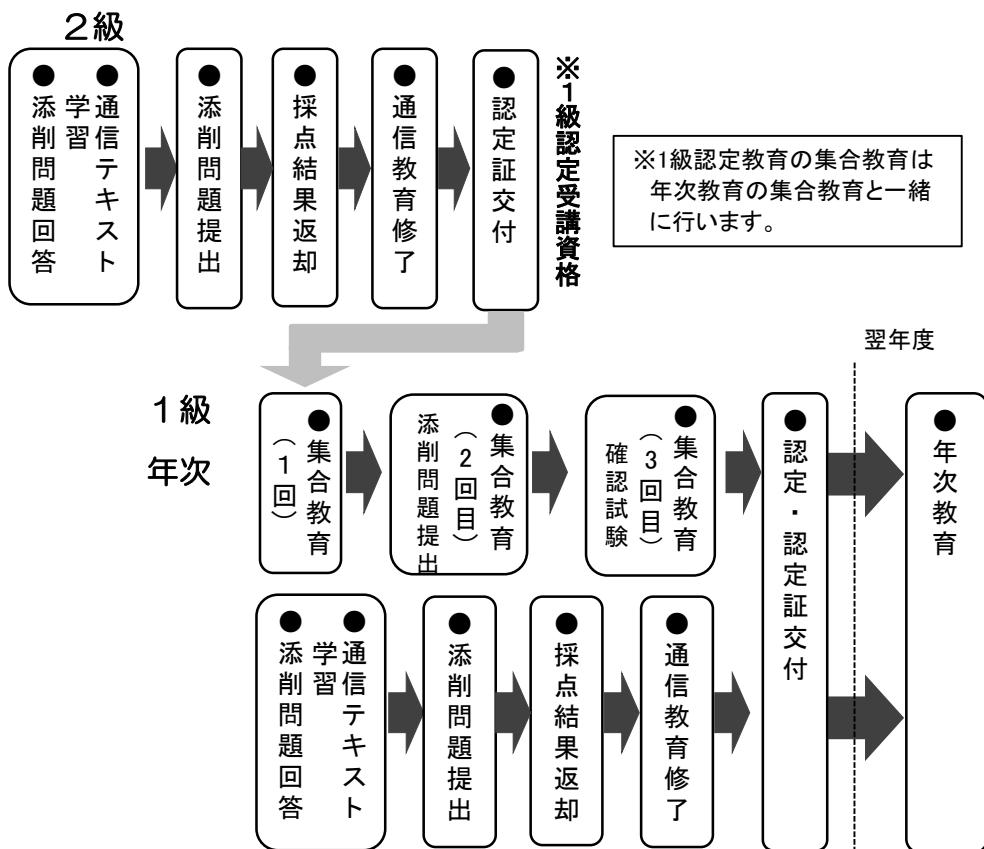
集合教育

	教育期間	開講時期
1級認定教育		1回目：2020年6月19日 座学・3時間
年次教育	3回 (15時間)	2回目：2020年9月～10月 通信教育・6時間換算 3回目：2020年11月～2021年3月 集合研修・代替eラーニング・6時間換算

※開講時期については変更になる場合があります。

※2020年度は、特別に2回目・3回目は、通信・eラーニング形式で行います。

認定までの流れ



置き薬従事者 年次教育

置き薬医薬品販売士1級の認定を受け、年次教育を受講される皆様へは改めて、冒頭（5ページ）の図で認定までの流れを確認していただきました。では、次に一つひとつ項目について詳しく見ていきましょう。

1. 学習の内容・すすめ方

薬機法付則第12条の規定による、平成20年1月31日付け薬食発第0131001号医薬食品局長通知「薬機法の一部を改正する法律の一部の施行について」及び、平成21年3月31日付け薬食総発第0331001号総務課長通知「薬機法の一部を改正する法律法付則第12条に規定する既存配置販売業者の配置員の資質の向上について」により、既存配置販売業者においては一定水準の講習、研修等の受講を適切に行うことが求められています。年次教育学習内容は、ここで求められている内容を盛り込み、さらに継続教育として日進月歩の医薬品に関わる最新情報を盛り込んでいます。

学習内容とポイント

カリキュラム	学習のポイント
I. 医薬品に共通する特性と基本的な知識	<ul style="list-style-type: none">・医薬品の本質、効き目や安全性に影響を与える要因など・受診勧奨や適切な助言の考え方と具体例など・薬害の歴史と、医薬品の本質を踏まえた適切な販売など
II. 人体の働きと医薬品	<ul style="list-style-type: none">・身体の構造と働き、薬の働く仕組み、副作用の症状等に関する基本的な知識を、購入者への情報提供や相談応需に活用できる知識など
III. 主な医薬品とその作用	<ul style="list-style-type: none">・一般用医薬品の主な有効成分に関する基本的な効能効果及びその特徴、飲み方や飲み合わせ、年齢、基礎疾患等、効き目や安全性に影響を与える要因、起こりうる副作用など。
IV. 薬事に関する法規と制度	<ul style="list-style-type: none">・薬事関係法規を遵守して医薬品を販売するための法令、制度の仕組みなど
V. 医薬品の適正使用と安全対策	<ul style="list-style-type: none">・添付文書、製品表示などの記載内容など・副作用報告制度、副作用被害救済制度の基本的な知識など
VI. 置き薬販売従事者に求められる理念、倫理、関連法規等	<ul style="list-style-type: none">・置き薬販売業の倫理と使命・消費者トラブルと回避法、守秘義務など・セルフメディケーションの推進

2. 通信教材の内容と学習内容について

利用する教材について

2020年度の通信教育は、2ヶ月の学習期間でテキストの学習を行い、300問の添削問題を解きます。

教材の内容

教材の内容	
テキスト (添削問題)	配置販売員資質向上研修テキスト 1冊 ※既存配置員に求められている講習、研修等の内容です 添削問題 300問 ※テキストの中に、添削問題が含まれています

主な学習内容について

主な学習内容

7月・8月 (1回)	<ul style="list-style-type: none">●医薬品に共通する特性と基本的な知識●人体の働きと医薬品●主な医薬品とその作用●配置薬・健康食品・飲み合わせ・生活習慣病●薬事関係法規・制度●医薬品の適正使用と安全対策●配置販売業に従事する者として求められる理念、倫理、関連法規等●最近の薬事関連行政
---------------	--

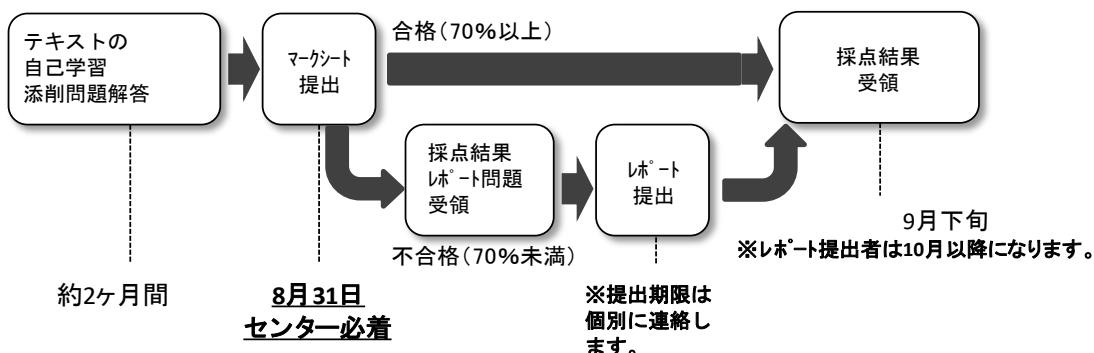
3. 通信教育と添削問題について

テキスト学習をすすめていくと同時に、添削問題に取り組みます。提出期限の学習月の月末までに添削問題を回答し、日本薬業研修センターに提出して下さい。

通信教育の添削問題の学習は、年に1回実施します。

1) 添削問題の解答提出から結果返却まで

添削問題の解答提出から結果返却まで



昨年同様、添削問題の1回目が不合格の場合、レポート提出となりますので、ご留意願います。

2) 添削問題の解答と送付

添削問題の実際の解答のしかた、送付のしかたについて見ていきましょう。

(1) 解答はマークシートで

解答は、マークシートにマークします。なお、その際には、まず解答記入控え欄に答えを記入し、一度確かめてからマークシートにも記入していきましょう。

●マークシートの記入方法の注意点

四角い枠の中をきれいに塗りつぶしましょう。マークが薄かったり、はみだしたりすると、正しく判定ができません。

番号	解答欄									
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ
1	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■ ← よい例
2	□	□	□	□	□	□	□	□	■ ← 悪い例	
3	□	□	□	□	□	□	□	□	● ← 悪い例	
4	□	□	□	□	□	□	□	■ ← 悪い例		
5	□	□	□	□	□	□	□	□	---	← 悪い例

(2) 氏名、添削問題番号、受講者番号の確認

回答するマークシートに記載している氏名、添削問題番号、受講者番号の確認をします。

置き薬医薬品年次教育 第1回 添削問題解答用紙 2020年第13期講座 田中 一郎 様	添削問題番号					受講者番号					
	0	2	2	5	1	2	3	4	5	6	
	0	■	□	□	□	□	□	□	□	□	
	1	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
2	□	■	□	□	□	□	□	□	□		
3	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
4	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
5	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
6	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
7	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
8	□	□	□	□	□	□	□	□	□		
9	□	□	□	□	□	□	□	□	□		

- ①氏名が正しく記載されているか確認してください。
- ②自分の受講者番号を確認し、正しくマークされているか確認してください。
- ③添削問題番号が正しくマークされているか確認してください。

[マークシートの添削問題番号]

今回の添削問題 300 問と、解答に使用するマークシート 3 枚の番号の対応は次の通りです。

テキスト問題番号	マークシート解答番号
1 ~ 100	→ 第1回(0225) 1~100
101 ~ 200	→ 第2回(0226) 1~100
201 ~ 300	→ 第3回(0227) 1~100

(3) マークシート解答のときに注意すること

- ①氏名、添削問題番号、受講者番号が正しく記載されているか確認します。
- ②マークシートは300問すべての解答を行います。
- ③わからない問題を飛ばして次へ進むときなど、解答番号とマークした答えがズれることがあります。このようなことのないよう、解答番号と答えを確認しながらマークしていきましょう。
- ④提出されたマークシートは返却しませんので、自分の解答は解答記入控え欄に記入しておきましょう。
- ⑤解答欄はA～コまでの10の欄が設けてありますが、解答番号ごとに使用する解答欄の数が異なるので注意しましょう。
- ⑥解答番号1つに対して、マークする数は1つです。二重解答はできません。
- ⑦筆記用具はHBかBの鉛筆またはシャープペンシルを使用し、間違えたときは消しゴムできれいに消して新しい答えをマークしましょう。
- ⑧マークシートは、指定されている折り曲げ箇所以外を折り曲げると、正しい添削結果が判定できなくなるので、折り曲げないよう注意しましょう。
- ⑨回答は別紙の回答控えに記入、またはマークシートのコピーを取る等、必ず控えをとっておきましょう。

(4) マークシートの送付方法

教材に同封されている返信用封筒に必要な額の切手を貼り、**マークシート3枚を一緒に日本薬業研修センターに送付します。**（送付先は14ページ記載のお問合せ先と同じです）

解答を提出するときに注意すること

- ① 提出の前に、もう一度氏名・添削問題番号・受講者番号を確認しましょう。
- ② 解答控えを、マークシートのみ提出します。
- ③ 返信用封筒に必要な額の切手を貼って送付します。

3) 添削問題の採点

(1) 正解率70%以上が合格

添削結果の3枚の合計が210点(300満点中70%)以上の場合が、合格となります。

(2) 正解率70%未満のときは…

添削結果の3枚の合計が210点(300満点中70%)に満たない場合は、テーマ指定の記述式レポートを提出します。これらをクリアできなかった場合や、解答提出が1ヵ月を超えて遅れた場合、年次教育の修了となりませんので、気をつけましょう。

4. 集合教育・確認試験について

集合教育は、3回で15時間の研修を受講します。

1回目は、置き薬受講者を対象とした研修を受講し、2回目、3回目は既存配置員に求められている講習、研修等の内容と同じ、日本医薬品登録販売者協会実施の厚生労働省「外部研修ガイドライン」対応研修（日本薬業研修センター テキスト作成）を2020年度は新型コロナウイルス感染拡大予防のため、通信研修と代替eラーニングの形式で受講します（受講ガイダンス5頁参照）。

年次教育を修了するためには、集合教育の受講と修了、通信教育の修了（考查合格）が必須となります。

1) 集合教育について

(1) 集合教育の日程

回数	地区	時間	内容
1回目	全受講者共通 群馬県での受講	3時間	2020年6月19日置き薬協会総会後の研修
2回目	全受講者共通	6時間 換算	日本医薬品登録販売者協会の通信教育 (2020年9月～10月の2ヶ月)
3回目	全受講者共通	6時間 換算	日本医薬品登録販売者協会 集合研修・代替eラーニング (2020年11月～2021年3月)

(2) 集合教育の内容について

集合教育の内容一覧表

1 回 目	・特定商取引法、消費者契約法、条例等
	・薬害について
	・医薬品医療機器等法と関連省令・通知通達
2 回 目	・医薬品に共通する特性と基本的な知識
	・人体の働きと医薬品
	・主な医薬品とその作用
	・一般用医薬品の適正使用と安全対策
3 回 目	・医薬品に共通する特性と基本的な知識
	・人体の働きと医薬品
	・主な医薬品とその作用
	・薬事に関する法規と制度
	・一般用医薬品の適正使用と安全対策
	・リスク区分等の変更があつた医薬品
	・その他登録販売者として求められる理念、倫理、関連法規等
	・その他(国際化と感染症対策、薬の効果の人種間差とドーピング対策他)

(3) 集合教育の講師について

講師としての実績を持つ薬剤師、法規関連の専門家などが専門分野の講師として1回目の講義を行い、2回目、3回目については、テキストを作成し、映像にて講義を行います。

また、全国薬害被害者団体連絡協議会より講師を迎えて講演をいただきます。

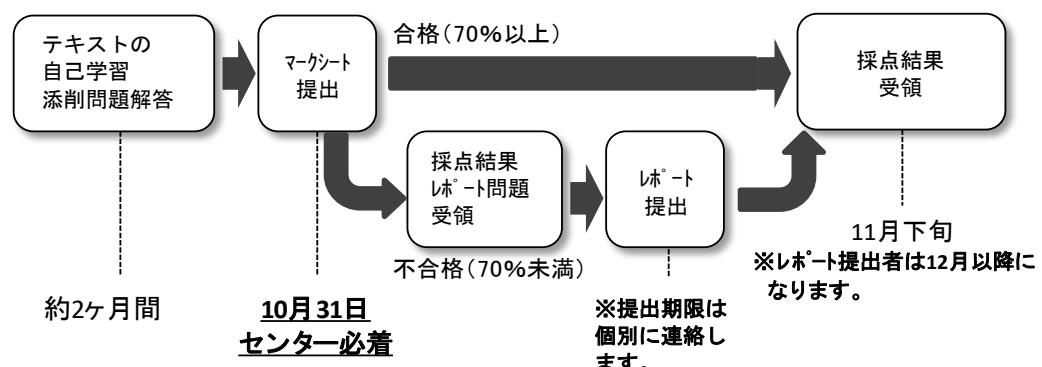
2) 集合研修2回目（通信研修）は自宅添削、考查を実施

2ヶ月の学習期間でテキストの学習を行い、300問の添削問題を解きます。

通信教育と同じ流れで学習を行いますので、8頁、9頁を参考にしてください。回答提出期限と添削問題番号、マークシートの枚数は違っておりますので、以下にご案内します。

(1) 添削問題の回答提出から結果返却まで

添削問題の解答提出から結果返却まで



通信研修と同様、添削問題の1回目が不合格の場合、レポート提出となりますので、ご留意願います。

(2) マークシートの添削問題番号

回答するマークシートに記載している氏名、添削問題番号、受講者番号の確認をします。
通信教育のマークシートと間違えないように注意してください。

配置員研修・代替通信研修 第1回 添削問題解答用紙 2020年第1期講座	添削問題番号				受講者番号					
	0	9	5	1	1	2	3	4	5	6
田中 一郎 様	0	■	□	□	□	□	□	□	□	□
	1	□	□	□	□	■	□	□	□	□
	2	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	3	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	4	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	5	□	□	□	■	■	□	□	□	□
	6	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	7	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	8	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	9	□	■	□	□	□	□	□	□	□

- ①氏名が正しく記載されているか確認してください。
- ②自分の受講者番号を確認し、正しくマークされているか確認してください。
- ③添削問題番号が正しくマークされているか確認してください。

〔マークシートの添削問題番号〕

集合研修2回目（通信研修）の添削問題300問と、解答に使用するマークシート6枚の番号の対応は次の通りです。

※通信教育と添削問題の数は同じですが、マークシートは6枚となります。

マークシートの解答欄は100問ですが、それぞれ50問の解答を行ってください。

テキスト問題番号		マークシート解答番号	
第1回	皮膚疾患用薬(前半)	第1回(0951)	1～50
第2回	皮膚疾患用薬(後半)	第2回(0952)	1～50
第3回	口腔内用薬・うがい薬・オーラルケア用品(前半)	第3回(0953)	1～50
第4回	口腔内用薬・うがい薬・オーラルケア用品(後半)	第4回(0954)	1～50
第5回	痔疾用薬(前半)	第5回(0955)	1～50
第6回	痔疾用薬(後半)	第6回(0956)	1～50

〔マークシートの送付方法〕

教材に同封されている返信用封筒に必要な額切手を貼り、マークシート6枚を一緒に日本薬業研修センターに送付します。

(3) 添削問題の採点

・正解率70%以上が合格

添削結果の6枚の合計が210点(300満点中70%)以上の場合が、合格となります。

・正解率70%未満のときは…

添削結果の6枚の合計が210点(300満点中70%)に満たない場合は、テーマ指定の記述式レポートを提出します。これらをクリアできなかった場合や、解答提出が1ヵ月を超えて遅れた場合、年次教育の修了となりませんので、気をつけましょう。

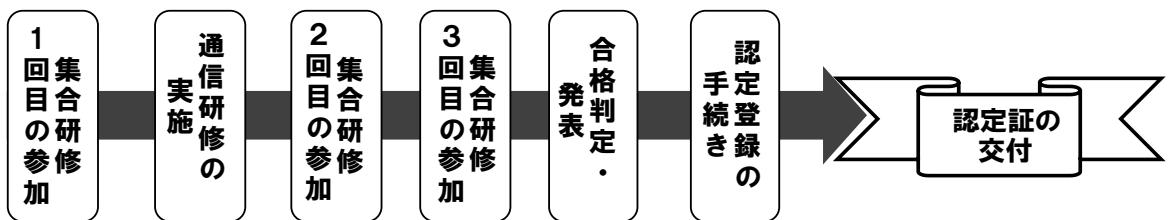
3) 集合研修3回目（代替eラーニング）は、確認試験を実施

集合研修代替eラーニングの最後の時間に、確認試験を行います。

100問の解答を提出します。合格基準は、実施方法により異なります。

5. 年次教育終了後の認定登録

年次教育の集合研修受講と確認試験の受験、通信研修の受講、認定までの大まかな流れは、次のようになっています。



1) 年次教育合格のお知らせ

年次教育の合格については日本置き薬協会と日本薬業研修センターが合格判定と認定を行います。合格者には、合格通知が送付されます。

2) 年次教育に合格した方は、認定登録の手続きを

年次教育に合格した方は、必ず、認定登録手続きをしましょう。これによつて置き薬医薬品販売士としての活躍を続けることができます。

認定登録には、日本置き薬協会所定の誓約書の提出が必要です。

認定登録の手続きをされた方には「写真付カード型認定証」が交付されます。

業務時において、常にこのカード型認定証を胸につけることで、お客様に置き薬医薬品販売士1級の認定者で年次教育を修了した置き薬従事者であることを示すことができます。

※誓約書の提出は通信研修のマークシート提出時に行います。

※写真付カード型認定証作成のため、通信研修のマークシート提出時に写真を1枚同封して下さい。

送付が確認できない場合は、前回の写真を使用させていただきます。

6. 継続教育の受講

置き薬医薬品販売士として、恒常的に新しい情報や知識を取得し、自己研鑽を図るために、毎年継続教育として、年次教育を受講する必要があります。

このことは、既存配置の配置員として事業を継続するために必要な、厚生労働省の定める一定水準の講習、研修を受講するという事にとどまらず、継続教育を受講することで、継続的な資質向上の置き薬医薬品販売士としての強い自覚と豊富な知識を持つことができます。そして、お客様からの高い信頼を得ることができます。

⇒ 厚生労働省の定める一定水準の講習、研修の受講については3ページの＜既存配置販売業者に課せられた配置員の資質向上について＞を参照してください。

7. その他、留意事項

1) テキストについて

2020年度の集合研修2回目のテキストは、通信教育教材送付と一緒に行います。3回目は、日本医薬品登録販売者協会集合研修・代替 e ラーニング受講時に受け取ってください。テキストの内容については、既存配置員に求められている講習、研修等の内容と同じ内容です（3ページに記載の講習、研修等の内容（通知1－（5）講習、研修等の内容）①～⑤）。

また、通信研修のテキストは、添削問題が含まれたテキストとなっています。

2) 発送について

教材、および教育結果、認定証などは、日本薬業研修センターから日本置き薬協会経由で各企業、または個人宛に送付します。

8. お問合せ、ご質問は

「こんなとき、どうしたらいいんだろう？」わからないこと、質問したいことがありましたら、以下のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

教育に関するお問い合わせ窓口

一般社団法人日本薬業研修センター
横浜事務処理センター・人材育成センター
〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階
TEL : 045-478-5453 FAX : 045-478-5461

教育以外に関するお問い合わせ窓口

一般社団法人日本置き薬協会
〒332-0034 埼玉県川口市並木2-30-6 (株)内外救急薬品内
TEL : 080-5514-7511 FAX : 048-251-9657

2020 年度版受講ガイドンス

教育主催者：一般社団法人日本置き薬協会

〒332-0034 埼玉県川口市並木 2-30-6 (株)内外救急薬品内

TEL : 080-5514-7511 FAX : 048-251-9657

教育運営・監理：一般社団法人日本薬業研修センター

本部

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-15-10 名和ビル 501 号

TEL : 03-5510-8031

横浜事務処理センター／人材育成センター

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第 2 ビル 4 階

TEL : 045-478-5453 FAX : 045-478-5461

©Japan Retail Institute Inc.2020

無断複写転載を禁じます。落丁・乱丁はおとりかえします。